第百七十七条中「所得は」を「所得（所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで（国内源泉所得）に該当するものを除く。）は」に、「規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「掲げる国内源泉所得に含まれるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　所得税法施行令第二百八十三条第一項（国内業務に係る貸付金の利子）に規定する利子は、法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に含まれないものとする。

第百七十八条第五項中「前項及び第十項に規定する」を「前項第三号及び第十項第三号において、」に改め、「これらの規定に規定する」を削る。

第百八十八条第一項第十六号中「第五十七条第十一項第一号及び第五十八条第六項第一号」を「第五十七条第十一項第一号イ」に改め、同条第八項の表第九十六条第六項第一号ロの項の次に次のように加える。

第百十二条第十八項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）	設立の日（当該内国法人が第百十二条第十八項第一号に掲げる場合には当該各号	設立の日（法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人にあつては、これらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日とし、外国法人
第百十二条第十八項第一号	合併法人　当該	合併法人（法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人にあつては、その合併により被合併法人である他の外国法人が国内において行つていた事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き行うものに限る。）　当該
	設立の日	設立の日（その合併の直前又は直後に同条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する合併法人にあつては、当該合併法人とその合併に係る被合併法人である他の外国法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日）
第百十二条第十八項第二号	分割承継法人（	分割承継法人（法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人にあつては、
	分割法人が	分割法人である他の外国法人が国内において
	設立の日	設立の日（その分割の直前又は直後に同条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する分割承継法人にあつては、当該分割承継法人とその分割に係る分割法人である他の外国法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日）
第百十二条第十八項第三号	被現物出資法人（	被現物出資法人（法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人にあつては、
	現物出資法人が	現物出資法人である他の外国法人が国内において
	設立の日	設立の日（その現物出資の直前又は直後に同条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する被現物出資法人にあつては、当該被現物出資法人とその現物出資に係る現物出資法人である他の外国法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日）
第百十六条の二第六項（被合併法人等の未処理災害損失欠損金額の引継ぎ）	設立の日（当該内国法人が第百十二条第十八項第一号に掲げる場合には当該各号	設立の日（法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人にあつては、これらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日とし、外国法人
		場合（法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人にあつては、同項第四号に掲げる法人に該当する場合を除く。）には当該各号

第百九十条第五項から第七項までの規定中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。

第三編第二章第一節中第百九十条の次に次の一条を加える。

（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第百九十条の二　法第百四十二条の九第一項（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める金額は、外国法人の恒久的施設と本店等（同項に規定する本店等をいう。次項において同じ。）との間の内部取引（同条第一項に規定する内部取引をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる内部取引のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める金額とする。

一　恒久的施設による資産（法第百四十二条の九第一項に規定する資産に限る。以下この条において同じ。）の取得に相当する内部取引　当該内部取引の時に当該内部取引に係る資産の他の者への譲渡があつたものとみなして当該資産の譲渡により生ずべき当該外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号ロ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するとした場合に当該資産の譲渡に係る原価の額とされる金額に相当する金額

二　恒久的施設による資産の譲渡に相当する内部取引　当該内部取引の時に当該内部取引に係る資産の他の者への譲渡があつたものとみなして当該資産の譲渡により生ずべき当該外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するとした場合に当該資産の譲渡に係る原価の額とされる金額に相当する金額

2　法第百四十二条の九第一項の規定の適用がある場合の外国法人の恒久的施設と本店等との間の内部取引（当該恒久的施設による資産の取得に相当する内部取引に限る。以下この項において同じ。）に係る当該資産の当該恒久的施設における取得価額は、前項第一号に定める金額（当該内部取引による取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

第百九十一条中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。